（電気関係報告規則の一部改正）

第二条　電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（大規模契約解約等の報告） **第二条の二**　小売電気事業者、小売電気事業者が行う小売供給契約の締結の取次ぎを業として行う者及び登録特定送配電事業者は、次の表の報告を要する場合の欄に掲げる場合には、それぞれ同表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従い、経済産業大臣に提出しなければならない。	［新設］

報告を要する場合	報告書名	様式番号	報告期限
一　その締結している小売供給に関する契約の解除若しくは解約する旨又は契約の更新を行わない旨の申出を行う日の前後九十日以内の間に、次の各号に掲げる契約の区分に応じて当該各号に定める数以上の契約の解除若しくは解約する旨又は契約の更新を行わない旨の申出を行おうとする場合	大規模契約解約等報告書	様式十二の七	解約又は更新を行わない旨の申出を行う日の前日から起算して七日前の日まで
イ　低圧需要に係る小売供給に関する契約　一万			
ロ　高圧需要に係る小売供給に関する契約　三百			
ハ　特別高圧需要に係る小売供給に関する契約　十			